



令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）継続加入の皆様へ 重要なお知らせ

平素は健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度より下記2点について、変更がありますのでお知らせさせていただきます。ご確認ください。

次年度の保険料額の個別通知を廃止します

- ◆ 毎年2月下旬に郵送させていただいておりました次年度の保険料額の個別通知、「令和●年度 特例退職被保険者の保険料について」、「令和●年度 任意継続被保険者の保険料について」の郵送を廃止いたします。
※お振込みの方については、別途健保より2月下旬に振込用紙にてご案内いたします。
- ◆ ご自身の納付額はパナソニック健保HPに掲載の保険料一覧表より必ずご確認ください。
※掲載時期は、子ども子育て支援金率が決定後の2月中旬ごろを予定しております。
※半年前納および1年前納をご選択いただいている場合において、残高不足により保険料の引き落としができなかった場合には、月払いに変更させていただくことがありますのでご注意ください。引き落とし日は、3月23日（月）です。
- ◆ 別途、手数料のご負担が必要となりますのでご注意ください。
・引落の場合：100円+消費税
・振込の場合：各銀行が定める手数料

令和8年4月より「子ども子育て支援金」の徴収が始まります

「子ども子育て支援金」は、子育て世代に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。国は、健保組合などの医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者は、納付金を納付する義務を負うことが定めされました。

○支援金の使途

児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付率の引き上げ、育児時短休業給付の創設、こども誰でも通園制度（令和8年4月から給付化）、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置（令和8年10月から）等に充てられます。

○健康保険組合の役割

介護保険料と同様に健康保険組合は、子ども子育て支援金についても徴収義務が発生し、徴収した支援金は、国へ納めることとなります。

[参考]子ども家庭庁ホームページ（子ども子育て支援金制度のQ&A）
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin/faq#q1>

○支援金の計算方法

標準報酬月額※1 × 支援金率※2 = 支援金額

※1標準報酬月額について

【特例退職被保険者の標準報酬月額：280,000円】

【任意継続被保険者の標準報酬月額：各人の退職時の標準報酬月額（上限440,000円）】

※2支援金率については、国からの通知待ちのため12月時点で未定です。